

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会  
(第7回)  
議事録

厚生労働省 子ども家庭局保育課

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会  
(第7回)  
議事次第

日時：令和元年5月27日(月) 9:30～12:00

場所：中央合同庁舎5号館 専用第21会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 「中間的な論点の整理」における総論的事項について
- (2) 「中間的な論点の整理」における個別的事項について
- (3) その他

3. 閉 会

## ○高辻保育指導専門官

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、構成員6名全員に御出席いただいております。

また、本日は、議題（1）に関連して、東京大学大学院教授で教育学研究科長をされています秋田喜代美さんにお越しいただいております。秋田先生には、後ほど、議題（1）に関連した調査・研究の結果につきまして御報告いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、議事次第に記載のとおり、資料1-1から参考資料2までの計9点を御用意しております。資料の落丁等がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、構成員の皆様には、机上配付の資料といたしまして、議題（1）に関連した調査・研究の報告書。こちらは概要と本文の冊子になっておりますけれども、これら2点をお配りしておりますので、併せて御確認いただきますようお願いいたします。

カメラの撮影はここまでとさせていただきます。傍聴される皆様におかれましては、事前にお知らせしている傍聴時の注意事項の遵守をよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に移ります。

汐見座長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○汐見座長

改めておはようございます。気候が相当暑いですね。朝からで助かりました。

本検討会は、ちょうど1年前の5月に始まりまして、6回にわたって開催しました。その検討会を踏まえて、昨年6月に、それまでいろいろ出された意見をまとめて中間的な論点として整理いたしました。その中間的な論点に示された内容に基づいて必要な実態調査等を行った上で、作業チームを設置いたしまして、そこで実務的な検討作業を行っていただきました。現在もそうなのですが。

本日の議題は、その「中間的な論点の整理」に示された2つ。1つは総論的な事項、もう一つは個別的事項でございますが、それぞれに関する検討と、作業部会での作業の状況等について御報告をいただき、それに基づいて議論を深めたいと思っております。

かなり長いといえますか、たくさんの論点がございますので、集中して要領よく進めていきたいと思っております。よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、議題「（1）『中間的な論点の整理』における総論的な事項について」でございます。

本件については、検討会の議論を深めることに貢献するということで、諸外国の保育の質をめぐる動向について調査していただきました。まずは事務局から、これまでの

諸外国の状況についての調査の経過等について説明をお願いしたいと思います。

### ○唐沢保育課企画官

まずは、私の方から、議題（１）に入ります前に、本検討会の全体的な状況について、おさらいを兼ねて御報告申し上げたいと思います。

お手元の資料の一番下に、参考資料１、２がついておりますので、そちらをご覧ください。参考資料１は表紙に「中間的な論点の整理【概要】」、左上にホッチキス留めをした表紙がカラーの資料、参考資料２は「『作業チーム』設置要綱」の一枚紙、両面白黒の資料になります。

まず、参考資料１をご覧ください。１枚おめくりいただきまして、昨年９月２６日の第６回検討会でおまとめいただいた「中間的な論点の整理」でございます。「（検討の背景と目的）」の２つ目の○にございますように、保育の質というものは、この検討会における構成員からの御発表にもございましたが、社会的な価値づけ等に依拠するとともに、保育現場・地域・国の多層的な取組が相互に連動し、多様な要素が関わって成り立つものと考えられます。

そうした中、４つ目の○にございますけれども、本検討会では、この検討会が始まった１カ月前の昨年４月から改定保育所保育指針が適用されたことなどを踏まえまして、主として保育の「内容」面から、保育の現場での保育実践の改善・充実に資するよう、幅広く多角的に具体的な方策等を検討することとした次第でございます。

また、一番下の○にございますように、先ほど座長からもお話がございましたが、昨年９月２６日に開催されました第６回検討会におきまして、それまでの検討会において出された御意見等を踏まえまして、中間的な論点の整理を行い、その中で「現時点で考えられる『検討の方向性』」として、今後議論を深めるべき事項が総論的事項と個別的事項という形で示されたところでございます。

さらに、参考資料１の１枚目、表紙のカラーの部分にお戻りいただければと思います。この上側は「中間的な論点の整理」の概要でございます。冒頭、「今後の検討に当たっての『基本的な視点』」としまして、子どもを中心に考えることが最も基本。それを前提として、様々な保育の現場において、保育所保育指針に基づく保育実践の充実に向けた取組が日常的に行われることが重要。併せて、保護者や地域住民等が含まれますけれども、保育をめぐる多様な関係者の参画や連携・協働、保育に関する理解の共有も必要といったことが基本的な視点と整理され、その次に「現時点で考えられる『検討の方向性』」として、具体的な検討事項が総論的事項と具体的事項として整理されたところでございます。

なお、今回、この参考資料１の表紙の下段に「全体像（イメージ図）【案】」をお示しさせていただきました。昨年９月における「中間的な論点の整理」に示された、いくつかの具体的な検討事項につきましては、相互の関係が、やや分かりづらい部分もございましたので、あくまでもイメージということでございますが、今回、全体像を事務局で整理させていただいた（案）でございます。真ん中に保育所。ここでは、子どもを中心として、

保育の計画、実践、評価、改善といった取組がなされ、その周辺には、左手に記載の保護者や地域住民、さらに、右手に記載の自治体・関係機関があり、そうした関係機関等と連携や情報共有を図りつつ、さらに、その下段にございますように、そうした様々な保育の現場での創意工夫ある保育実践の前提となるような基本となる考え方等を示すということで総論的事項を位置付け、全体を整理させていただいたところがございます。

なお、この参考資料1の表紙下段中に記載の項目に【個別】や【総論】と赤文字で書かれているものは、先ほど御紹介しました「中間的な論点の整理」における主な該当箇所を示したものでございます。

続きまして、お手元の参考資料2、一枚紙、両面のものをご覧ください。前回の昨年9月26日の検討会におきまして、本検討会の下に作業チームを設置いたしました。参考資料2の裏面をご覧ください。右上に（別紙）と書かれているものでございます。

この作業チームにおきましては、本検討会の座長代理を務められている大豆生田座長代理に作業チームの座長をお務めいただくとともに、本検討会からは、野澤構成員、普光院構成員、松井構成員にも構成員となっただき、さらに、この作業チームにおける検討や作業は、保育の各現場における取組や自治体の取組等とも関連することから、高知県の中山様と、たかくさ保育園園長をされている村松様にも御参画いただいたところがございます。

また、実際の作業チームにおける作業に当たっては、作業協力者といたしまして、資料下段にございますように、玉川大学の田澤先生と武蔵野大学の箕輪先生にも御協力いただいたところがございます。

なお、作業チームにおきましては、これまで個別的事項に関する検討や作業を行っていただいておりますが、本日の検討会では、議事進行の都合上、個別的事項については議題（2）とさせていただきますので、作業チームにおける作業の状況につきましては、後ほど議題（2）において報告いただき、御議論いただけたらと考えております。

引き続きまして、議題（1）の総論的事項に戻らせていただきます。

参考資料1の5ページ目をご覧ください。「中間的な論点の整理」における総論的事項の記載でございますが、5ページの中段の（具体的な検討事項）にございますように、保育の質をめぐる国内外の様々な研究や議論、取組の動向等を踏まえた上で、我が国の文化・社会的背景の下での保育所等における保育の質に関する基本的な考え方や、その具体的な捉え方・示し方等について、議論を深めていくとされたところがございます。

資料が変わりますが、資料1-2「『保育所等における保育の質に関する基本的な考え方等（総論的事項）』に関する今後の議論の進め方について」という表紙が青色の横長資料をご覧ください。と思えます。

「背景・経過」の2つ目の●にございますように、先ほど申しました総論的事項につきましては、今後、本検討会において、本件に関する議論を深めていくことに資するよう、昨年度後半に厚生労働省の委託調査研究事業を実施いたしました。この総論的事項という

のは、学術的な見識も必要ということもございまして、この調査研究事業におきましては、学識経験者による研究会を設置し、諸外国における保育の質をめぐる動向等について整理・分析を行っていただいたところでございます。

具体的な内容につきましては、資料1-2の1ページ下段にございますように、この調査研究事業に設置いたしました研究会の座長には、本日お越しいただいております東京大学大学院教授の秋田先生に座長をお務めいただき、また、具体的な調査研究を行った国につきましては、その下に記載がございましたように、保育の質に関わる様々な取組が進められており、かつ、保育の制度・政策や社会状況にそれぞれ異なる特色の見られる国の中から、ニュージーランド、英国、アメリカ、スウェーデン、ドイツという5カ国、さらには、ノルウェー、韓国、シンガポール、台湾についても、可能な範囲で情報を収集・整理していただいたところでございます。

なお、具体的な調査事項につきましては、資料1-2の1ページ下段にございますけれども、保育の質の確保・向上という取組を検討する前提として、少し広めに保育に関わる文化・社会的背景などを含めて、諸外国の動向を調査いただくとともに、保育の質を確保・向上させていく上での振り返りを通じて保育実践を改善・充実することの重要性に鑑み、評価という取組に少しフォーカスを当てて整理をいただいたところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

#### ○汐見座長

ありがとうございました。

それでは、この調査研究の結果について御報告いただいた後に、総論的事項に関する今後の議論の進め方等について意見交換を行っていきたいと思います。

今、御報告のように、本調査研究における研究会の座長を秋田先生にお務めいただきましたので、まず、本調査研究の結果について秋田先生から御報告をいただきたいと思えます。

それから、本調査研究の研究会は、今、御報告がありましたけれども、本検討会の古賀構成員にも参加いただきましたので、古賀構成員からも適宜補足的な御説明をお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、秋田先生、よろしく願いいたします。

#### ○東京大学大学院教授秋田氏

ただいま御紹介いただきました秋田でございます。今回の研究会の概要等につきまして、お手元にあります資料の1から3のところに関しましては、まず、厚生労働省の高辻保育指導専門官からお話をいただいた上で、私のほうで各国の保育をめぐる状況を御報告させていただくということですのでよろしいでしょうか。お願いいたします。

#### ○高辻保育指導専門官

ありがとうございます。

それでは、資料1-1をおめくりいただきまして、3ページから、まずは今回の調査委

託研究事業の背景と目的について御説明させていただきたいと思ひます。この間の総論的事項とそれを踏まえての本事業の経緯は先ほど御説明したとおりですけれども、保育の質をめぐる各国の状況を体系的に理解することを目的としまして本研究会を設置させていただきました。

続きまして、4ページには「研究会の概要」ということで構成員の先生方のお名前を挙げさせていただいております。また、研究会は2019年1月より計3回にわたって開催いたしました、開催の経緯と各回の内容もお示ししておりますので、ごらんください。

それでは、5ページをおめくりいただきまして「本調査研究の対象・内容」についてですが、先ほど御説明しましたように、対象国としまして、保育の質の取り組みで特色の見られる国を主に選定したということで、今回、ニュージーランド、英国。こちらは主にイングランドです。それから、アメリカ、スウェーデン、ドイツ。この5カ国を選定させていただきました。さらに、それ以外の、ノルウェー、東アジアの韓国、シンガポール、台湾についても特に保育の質評価を中心としながら、可能な範囲で情報を収集しております。

この検討会でも以前出ておりましたように、保育の質は、非常に多元的で多様な要素がかかっているということ踏まえまして、各国の保育をめぐる状況をこの研究会の中では以下の5点に整理をする形で情報を分析いただきました。保育にかかわる文化・社会的背景、保育のガバナンスの面にかかわるさまざまな事項、保育者にかかわる事項、カリキュラム、監査・評価といった項目になっております。

次の6ページに、今回集めていただいた情報を整理・考察する際の枠組みをイメージとしてお示ししたものがございますので、ごらんいただければと思ひます。保育の質をどう捉え、そして示していくのかということの一つの切り口としまして、監査・評価を一つの軸としつつ、そこに各国それぞれのいろいろな要因がかかっているということで、左側に挙げておりますように、今回分析いただきました文化・社会的な背景や制度・政策などを中心にさまざまな要因をお示ししております。さらに、それらを踏まえてどのような目的のもと、何を対象に、どのような形で、カリキュラムですとか質の評価があるのか、そしてそれをどう活用していくのかなどを整理いただいたという形になっております。

次ページは各国の概要です。どのくらいの人口規模あるいは広さなのかとか、義務教育開始年齢について、補足の説明事項としてお示ししておりますので、御参照いただければと思ひます。

事務局からの説明は以上となります。秋田先生、よろしくお願ひいたします。

#### ○東京大学大学院教授秋田氏

ありがとうございます。まず、保育課の方で枠組みを構成員の皆様と御議論させていただき、その観点から、今回は保育をめぐる状況について各構成員から整理をいただいたということになります。先ほどもございましたように、特に保育の評価に焦点を当てまして、多元的、多層的でありますけれども、それについて、特に本日は主に5つの国について御報告をさせていただきたいと思ひます。委員の方に関しましては、この資料とともに、厚

い報告書が配付されておりますが、それを一緒にご覧いただけるとわかりやすいかと思えます。

まず最初に、ニュージーランドでございます。お手元の資料並びに報告書では10ページからになります。

皆様、既に御存じのことと思えますけれども、ニュージーランドにおきましては、1840年のワイタング条約によって、先住民のマオリとヨーロッパ系移民の二文化主義を超えていくような形をその後求め、「平等・相互扶助・共生」の社会的理念のもとで保育・幼児教育が行われてきています。1996年に教育省の一元的な管理下で多種多様な乳幼児の保育サービスが行われるようになってきているわけであります。

報告書12ページを見ていただくといいのですが、この「多種多様」という意味合いは、例えば保育者という場合にも、教師主導型と親主導型で行われるような形態があり、また、サービス開設の免許も、免許が必須のものとそうでないもの、また保育時間につきましても、一日の保育セッション型と言われる4時間のものや終日のもの、また、運営主体においても、コミュニティーベースのものといわゆるプライベートなものなど多様なものがあることとなります。その中核にある質の評価というところでありますのは、子どもの学びの成果を主軸とするということであります。

そのために「テ・ファリキ」というカリキュラムが大変有名でございますけれども、お手元の報告書でいえば22ページになります。「テ・ファリキ」は、9ページの下に書いておりますように、子どもは有能で自信のある学習者そしてコミュニケーターであり、知識を確実に手にしていくという展望のもとに、4つの原理、また5つの領域によって構成されていく。それを今度は20の学びの成果ということで、各領域で子どもが身につけていく知識・スキル・態度・気質を捉えていく評価の全国統一的な仕組みを持っているところが大きな特徴になります。

カリキュラム「テ・ファリキ」をもとにしながら、そこで行われた実践の中での子どもの学びの姿として、主にマーガレット・カーという方が言われた「ラーニングストーリー」というものがなされている。また、内部評価と外部評価ということで、内部評価を義務づけ、また、国による教育評価局という準国家的な評価局、エデュケーション・レビュー・オフィスによって評価がなされていくというところが特徴になっております。そして、うまくいっている点もうまくいかない点も見ながら改善を続けていくような仕組みを持っているというところになります。

そして、重要な点としては、御報告者が書いてくださっているのですけれども、例えば「テ・ファリキ」の枠組みに対しても、「ラーニングストーリー」との関係で国では手順とか形式を何も決めていない。それを自己選択的に考えていくのであって、エピソードから「テ・ファリキ」の枠組みを選択するのではなくて「テ・ファリキ」の枠組みからエピソードを選択するような逆が生まれてきているけれども、そうではないのだということも御報告者が言ってくさっている。こうした一人一人の子どもの学びの経験を記録するこ



とと評価の仕組みを国が持っているのがニュージーランドの特徴になるかと思えます。

2つ目がイギリス、主にイングランドでございます。厚い報告書をお持ちの方は38ページからをごらんになっていただけるとよろしいかと思えます。

イギリスのイングランドの場合には、いわゆるエビデンスベースというようなチャイルドケアということで、説明責任、アカウンタビリティが重視され、また、根拠に基づく政策が導入され、その効果検証が国の命題となっています。納税者と保護者への情報公開を徹底する。保育の質と子どもの発達に関するエビと言われるような効果的な長期縦断研究がポイントの1つ目であります。

ここにおいて重要なことは、アングロサクソン系の特にイングランドでは、就学へのレディネス（準備性）のための教育と学びの重視がなされており、特に社会経済的に不利な家庭の子どもへの教育機会の保障として保育がなされている。2006年のチャイルドケア法によって、ケアと教育の法制上の一体化で、教育省による所管によって進んでいるというのが保育全体の動向になっております。

特に保育の質の評価というところで考えますと、まず、就学前に到達すべき乳幼児の学びの目標（Early Learning Goals）。10ページのスライドの左下をごらんいただくとわかりますけれども、こちらにありますそれぞれの領域について、カリキュラムとそれぞれの子どもの発達の評価、施設の監査が全保育施設において0歳から5歳で義務づけられている仕組みになってございます。いわゆる一人一人の子どもの発達の評価。質の評価というときに、子どもの育ちを評価する。そのときにドキュメンテーション、アセスメントという形とスケールアセスメントという2つを併用して使用していくということでございます。いわゆるアセスメントなのですけれども、ドキュメンテーションアセスメントは個別の保育計画の作成に活用され、スケールアセスメントは2回です。2、3歳の子どもについて保育者または保健師が実施するものと5歳になる年の年度末に保育者が実施し、それによって小学校就学前のレディネスが重視されますので、話し合いに活用していくという形の併用がなされている。そういう子どもの評価。

それから、園レベル、施設レベルに関しては、Ofstedによる施設監査が実施されてございます。登録をし、査察、評価、結果、公開という形になっております。やり方の詳細は報告書に書かれておりますけれども、保育施設の情報、保育者と子どものやりとりや、実際にそれを観察して自己評価フォームで施設長へも聞き取りをする、保護者からも聞くという多面的な評価で、不適切評価の場合には改善策でフォローアップして質を上げていくという仕組みをとっておられ、実際には、2019年度本年度から特に教育に力点を置いた形での評価がさらに進んできているというところがイギリスの仕組みになります。

大変早口で恐縮でございますが、3カ国目、アメリカについて御報告をさせていただきたいと思えます。資料の11ページ目、報告書では64ページからアメリカになっております。

アメリカの場合には、全体的な特徴として、個人の責任と自由の重視、多様性の尊重ということで、州の権限が強いというところがこれまで御説明したニュージーランド、イン

ランドとはかなり違うところです。国による統一的な規制や管理よりも、いわゆる州・都市ごとの取り組みや個々の現場・家庭の判断に依拠した保育の質の確保・向上の仕組みを考える。就学前の準備教育としての幼稚園、保護者の就労支援・家庭支援の側面が色濃い。この就学前の準備教育というところはイングランドと似ている側面になろうかと思えます。多種多様な低年齢児保育があり、非常に大きな格差が課題になってきているということをございます。

そして、思考と行為の結びつきを重視するプラグマティズムの教育哲学や保育哲学の伝統と、発達心理学が基本アメリカで非常に広がったというところの影響を受けて、保育の質の評価において、個々の子どもの発達の成果がどうかということが重視されることになるわけです。

特に大きな特徴は、アソシエーションイズム。御報告いただいた北野先生はアソシエーションカルチャーと書かれていますが、専門組織、研究機関等による多様なカリキュラムや評価指標を、専門家集団、例えば全米乳幼児教育協会（NAEYC）とか、いろいろなところが開発をしている。それから、保育の質評価において、個々の子どもの発達検査という形で、外側に基準があって、どれだけ育っているかという形で評価していく、アセスメントをするということがあります。また、評価結果が高い園への公的資金の投与やインセンティブという成果報酬。評価の質が高いと与えられる。困って低いところを改善していくという政策と、質がいいと言われたところにインセンティブをつけていくという方向が政策上ございますが、特にアメリカの場合には、評価結果の高い園への公的資金の投与が特徴になると思います。

そして、QRIS（Quality Rating and Improvement System）と呼ばれる保育の質評価の向上システムを90年代から導入していった、それが各州で実施されるという形になりまして、全米保育質保証センターが保健福祉省のもとにありまして、そこが評価項目作成の手引きとかを提供して、評価結果を開示していくということで、それが資金を援助して、各州が質評価の向上のシステムに取り組んでいるところございます。州の権限の強さからですが、各州がそれぞれ独自に評価システムを開発する。保育環境の評価や子どもの発達検査によって総合的に評価するというので、既に開発されているさまざまな尺度やツールを使用している。各州の作成した基準により施設に段階的に評価とかランクづけをし、そしてその評価結果を公開していく。評価結果に基づいて、指導・助言、技術支援や財政的支援をすると同時に、保護者を啓発するというか、質の高さについて保護者が理解していくというところが一つの大きな特徴になっているかと思えます。基本、各園で個別の子どもの発達検査が入る一方で、州の責任として、全体の施設の質がどこまで上がっているかということについて州が考えていくというところがアメリカの大きな特徴になります。

4つ目がスウェーデンでございます。資料の12ページ目をごらんください。また、報告書をお持ちの方は88ページからスウェーデンの内容が掲載されております。

御存じのように、北欧の福祉国家体制のもとで全ての子どものための保育政策の展開。

これはもともと学校教育で行われたものが保育においても普遍主義という形で挙げられてきたものであります。知識社会の形成に向けて、保育を生涯学習の基礎として、いわゆる教育制度に一元的に位置づけてやってきている長い歴史があります。民主主義の価値の育成とケア、発達・学びの包括的アプローチを特徴とするカリキュラム。ここではユニバーサルとか公平性を重視する観点から、義務教育以降の学校教育と同様の質を求める。ケアと教育が一体的に行われる乳幼児期の保育実践の特性を明示して担保するというようなところが、今、学校化の問題なども起こってきていますが、課題にはなっているというところでもあります。

スウェーデンの場合には、いわゆる学校法と就学前の教育要領において、保育の質の体系的な評価が義務づけという形でなされているということです。その評価の手法については、下に5つ出ていますが、各自治体や学校の裁量に任されていて、官庁と独立機関である学校査察庁による監査が運営面と教育環境についてなされているということでございます。左側にありますが、学校査察庁による監査、それから、教師自身が自己評価できるように、その査察を受ける前に、どういうことがなされるのかということがわかるような自己評価ツールがある。また、それ以外に、企業が認証評価のような質の評価のシステムをつくっていて、2割程度の自治体がそうしたものも使っているということでもあります。そして、ストックホルム市を初め幾つかの市がこうした自治体独自の評価スケールを使って、アンケートをとってホームページに公開する。一番右側が、就学前学校における実践評価ということで、教育的ドキュメンテーションということでもあります。

下に書いてありますが、子どもの主体的な学びを支える保育実践ということで、レッジョ・エミリアの教育・保育の哲学をスウェーデンは非常に早くから受けておりまして、このドキュメンテーションにつきましても、例えばイングランドやアメリカは子どもの発達、ニュージーランドは一人一人の子どもの学びの経験というところを考えるのに対して、子どもの学びの経験を追いますが、教育学的ドキュメンテーションは実践そのものがプロジェクトとしてどう評価され、それがカリキュラムとどうつながっているかということ、その実践を評価していくという視点が教育学的ドキュメンテーションの一つの特徴になります。それによって、就学前学校教育要領が去年改訂されて、ことしから教育というものの強化、またグローバル化や多様性が入っているのが大きな特徴になります。

早口で申しわけありません。5つ目の国、ドイツでございます。ドイツに関しましては、報告書は114ページからになります。ハンドアウトでは13ページになります。

東西ドイツ以降、さまざまな格差をどういうふうに埋めていくか。社会変化や移民家庭の増加を背景として、保育、特に低年齢児の急速な量的な拡充、それからPISAショックなどの学力格差、社会的に不利な子どもたちへの対応、移民の増加による不利な子どもたちへの対応といった社会的課題が大変多くなっている。連邦制のもとで、ここはアメリカと同じように州の力が強いので、国ではなく各州が保育の基本的な権限を有するシステムを持っているということになります。教育とケアの2つの機能をあわせ持つものとしての保

育、特に学校・家庭と並んだ第三の教育領域である社会教育としての保育施設という考え方が大事にされているということです。

民間の福祉団体が運営する保育施設が多く、多様な理念の保育施設が実際には混在していて、保育の質に関しては、公的機関と事業者の合理的・自主的な規制に依存するという自律的な判断に任せるところが強いということでございます。州や施設ごとの多様性・独自性・自律性を尊重しつつ、国全体としての保育の質向上を模索する中で、統一的な評価システムの導入に向けた動きが起こってきているということでありまして、連邦レベル、国の取り組みとしては、評価スケールなどが必要だということは規定されているけれども、まだ仕組みのシステムは開発途上で未確立という御報告を受けております。

一方で、実際にNUBEEKの全国調査が行われ、その質の向上と参加に関する法律なども実施されてきているということで、これからモニタリングが行われていく方向であろうと思います。各州における取り組みも、評価の義務づけも州によって違っておりますし、子どもの発達や学びの評価も、特に移民の問題があるので、言語スクリーニングなどの言語能力の個別の評価というところ、それから、観察とドキュメンテーションがなされている。また、民間団体による質の評価ということで、独自の評価基準を開発されたりしているということで、統一ではなく多様の・自立的に行っていくというのがドイツの特徴になってございます。

そして、それ以外の国として、参考資料として、ノルウェーや韓国、シンガポール、台湾における質評価についても、協力者の方に御報告を資料としてつけさせていただいておりますけれども、同じようなことが進んでいることがわかると思います。また、韓国、シンガポール、台湾という東アジアにおいても、評価のための指標が開発され、実際に韓国でも評価の認証制度が幼稚園のほうでも保育院のほうでも行われるようになり、シンガポールにおいても、そうしたスパークと言われるような認証評価制度が動いている。それから、台湾でも、幼稚園の評価が実施されています。いずれも、それによって質の改善を国として図ろうとしているところが大きな特徴かと思えます。

20分で5カ国プラス4カ国ということで、大変雑駁ではございますが、まとめというところで御報告したいこととございます。各国において制度・政策をはじめ保育をめぐるさまざまな状況には、お話ししましたように、文化・社会的な背景とか国の理念と歴史的経緯と社会全体の現状や、趨勢とか政策、移民の問題とか、いろいろな問題が影響を及ぼしております。保育の質の確保のための仕組みと向上のための仕組みをその文化や社会的背景を踏まえて、それぞれの国が時間をかけて作ってきているということに学ぶことが重要であろうと思います。

保育者に関しては、国によって資格・免許、ある意味でさまざまなのですけれども、保育の質への関心が高まる中で、より高度な養成課程を経た有資格者をふやそうというところは共通であるということがわかります。また、各国における近年のカリキュラム改訂では、子どもの育ちに関してどのようなことに価値を置くのか。カリキュラム内容の改訂と

いうものがどこの国でも行われており、また、3歳未満児の発達に即したカリキュラムや子どもの多様性を包摂する枠組みということが求められて、特に乳児の部分、それから、いわゆるインクルージョンとかダイバーシティを保障するカリキュラムのあり方が議論されてきているところになります。

最後に、全体を通底している見方として、保育の質の確保・向上のための監査や評価の状況を、評価のシステム・体制、方法、評価をする人の専門性、評価結果をどう公表するのかというような観点から見ますと、まず、国レベルの機関が実施するのかどうか。それから、全国共通の統一的な基準システムがない場合には自治体がやっているということがわかります。

評価の方法としても、いわゆる子どもの姿や保育実践の記録、ドキュメンテーションなどをするというものと、いわゆるスケールを用いて行う方法、また、評価者による観察とか、いわゆる実践者の聞き取りなど多様なものがある。

その保育の評価をする側の専門性として、やはり保育の専門性を持った評価スキルと対話的に評価を進めるということが共通して重視されてきているところでもあります。

そして、評価結果の公表ということです。どのように公開するかという問題がありますが、多くの国では評価結果をウェブ上で示すということを行ったり、そしてまた、下にありますように、一次案を示して、対話をしてコメントするなど、いろいろな工夫がそこに図られていることになります。

「監査や評価をめぐる課題と動向」でございます。地域や保育現場の多様性や自律性の尊重と格差の解消・是正に向けた公的な関与・介入のバランスは、統一的につくっていくニュージーランドやイギリス型と、ある意味で地域や現場の判断というアメリカ、ドイツのようなスタイルというように典型的に捉えることができます。

そして、保育及び発達のプロセス評価の重視というものでも、到達度ではなくて、教育・研修の本質へシフトしているイギリスでありましたり、形成的な評価・改善という方向は共通していると思います。ただし、評価の実施に対する現場の負担感とか形骸化の懸念は常について回り、評価者の立場や専門性を踏まえた評価をどのように行っていくのかが今後の議論の方向だと思えます。

若干時間が延びて済みません。これで最後のスライドになります。

今後の方向性として、各国が時間をかけて構築してきた取り組みをそのまま取り込むというのではなく、参考としながら、日本には日本のよさがありますので、それを中長期的に考えていくことが必要であろうと考えられます。

保育の質の確保・向上に向けて何をするのかというときに、国の責任と自治体と園レベルでどのようにしていくかということの議論が今後必要であろうと考えられます。また、見える化ということに関しても、それが子どもの幸福とか、どのような形に見える化なのか。いわゆる発達の成果の見える化なのか、個々の学びのプロセスの見える化なのか、活動の実践の見える化なのか、国によって違っておりますので、今後さらにそうした長期的・

縦断的に見ていくことが必要だろうと思います。評価で一定の時点での保育の質ではなく、長期的に、何年でこう変わってきたということをイギリスやアメリカ等でも示しています。保育の質が向上していくプロセスと支援の仕組みを明らかにしていくということが重要であろうと考えております。

以下に具体的な取り組み等を挙げておりますので、お読みいただければと思います。なお、これは、私だけではなく、この協力者全体、それから、きょうお越しくださっている古賀先生にも御参加いただいておりますので、古賀先生から補足があればよろしく願いいたします。

#### ○古賀構成員

失礼いたします。古賀です。

秋田先生、どうもありがとうございました。非常に短い時間に膨大な量の御説明をいただきまして、ありがとうございました。私からは補足というのではないのですが、こちらの研究に参加させていただいて、改めて学ばせていただきましたことは、まさに最後に秋田先生がおっしゃってくださいました、各国が長期間かけて取り組まれて、いろいろなやり方、社会・文化的な背景を持ちながら、国独自の文脈の中で成り立ってきた評価と改善の方向性をそのまま取り込むということは難しいであろうということです。

各国が取り組んできている中で、それぞれの取り組みの中で課題が出てきて、それに対してどういうふうさらに改善していくかというところまで出てきています。報告書を細かくお読みいただくと、そのあたりのことがさらに詳細にわかるかと思いますが、最後のほうのスウェーデンのところでも、社会福祉的なところから教育のほうにシフトしていき、さらに、学校化の懸念が生じているであるとか、それぞれの熱心な取り組みの中でさらなる課題が出てきている。そこに対してどうさらに改善していくのかという動き。そこらあたりまで丁寧に追いながら、日本では日本独自の文化・社会的な背景をどういうふうに整理して、それだけではなく、今、こうやって諸外国の取り組みや課題が出てきていますので、その学びを生かして、どんな対応というか、制度的な取り組みをつくっていくのかということをご丁寧に議論していくことが非常に重要かと思っております。

○汐見座長 ありがとうございました。

膨大な内容を短い時間で簡潔に御説明していただき、私たちもこれをしっかりと読ませていただきたいと改めて思いました。最後に、それぞれの歴史・文化・制度を踏まえたやり方でないとうまくいかないということが非常に印象的だったと思います。ありがとうございました。

引き続き、事務局で、この総論的事項のことについて、進め方について案を用意していただいておりますので、御説明をお願いいたします。

#### ○高辻保育指導専門官

御発表ありがとうございました。それでは、資料1-2の2枚目をごらんください。先ほど秋田先生より御報告いただきました諸外国の保育をめぐる状況ですとか、質の確保や

向上に向けた取り組みなどに関する調査研究の結果をもとに、全体像をイメージとして改めて整理したものになっております。

まず、保育の対象となる乳幼児期の子どもの育ちに関して、どういったことに価値を置くのか。あるいは、そもそも乳幼児期というもの、その時期の子どもをどういう存在として捉えるのか。そういったことに基づいて、保育の目標ですとか実践の原理・原則が成り立っていると言えるわけですが、そこには、御発表いただきましたように、この図の左のところに幾つか挙げているような国ごとのさまざまな背景があることが、今回改めて整理されたかと思えます。これらが具現化されたというべきものが、それぞれの国のカリキュラム。日本の保育所保育の場合ですと、保育所保育指針が該当すると思えますけれども、そういったものがあり、その上で、現場での保育実践は、それぞれの個別的、具体的な文脈に即して展開されていくこととなります。

ではその現場での実践の質をどう捉えていくのか、というところで評価というものがあるわけですが、その評価に関しても、今回の研究では、例えば対象として何に焦点を当てるのか。子どもの発達・学び、その成果あるいはプロセスなのか、それとも保育のプロセスそのものなのか等々、評価を実施するための仕組みとか体制といったことも含めて、実に多様な形で展開されているということが見えてきたかと思えます。

一方、これら各国の多様な状況に共通する大きな背景としまして、質の格差と行政による規制や管理のバランスをどのようにとるのかという問題があります。言い換えれば、現場や地域などの自律性や多様性の尊重と全国的に一定の質を担保していくことの必要性、この両者をどのようにバランスをとりながらしっかりと進めていくのかということが、それぞれの国で議論されつつ、様々に試行錯誤が行われているということが見えてきたかと思えます。

そうしたことを踏まえますと、保育に関するカリキュラムとそれを踏まえた実践、そしてその評価、さらにはその評価結果をどのように活用していくのかという一連の状況を、改めて俯瞰的に捉えた上で、それぞれ個々について行政や現場レベルでの一つ一つの取り組みを高めていくことはもちろんですが、それだけではなくて、保育に関する基本的な考え方とその実践への反映をどのように広く周知したり共有したりしていくのか。また、保育実践の質の確保・向上に向けた取り組みは、全体としてどのような方向で進めていくべきなのか。それぞれの国の特色や状況に即して、全体的な視点で考えていくことの重要性も今回改めて整理されたかと考えております。

こうしたことを踏まえまして、資料1-2の3枚目をごらんください。本検討会における総論的事項に関する今後の議論の方向性について、現時点ではこういったことが検討事項として考えられるのではないかという案をお示しさせていただきました。

3点ございます。

まず1点目としまして、日本の文化・社会的背景のもとでの指針や実践について、これまでの経緯や変遷等も含めまして、その特色、日本の保育所保育の特色とはどのようなも

のなのかということ。

その上で、2点目としまして、乳幼児期の子どもの発達や生活の特性というのは一体どのようなものとして捉えられるのか。また、それらとあわせて、児童福祉、そして幼児教育の理念を踏まえながら、保育所保育でどのようなことを大切にしていかななくてはならないのかという保育の基本的な考え方について。

さらに3点目としまして、こうした(1)や(2)を踏まえまして上で、保育実践の質の確保・向上に向けたさまざまな取り組みのあり方、例えば指針に示される保育の基本的な考え方ですとか、質の高い保育をどう実践していくのかといったことについて、職員間のもとより、地域の現場間とか保護者などの関係者間などでどのようにして共有し、互いに高め合う形をつくっていくのかということ。今後、本検討会におきまして、こうしたことを、今、御発表くださったような諸外国の例なども参考にしつつ、改めて日本の状況に即して整理・明確化していくことを通して、本検討会での総論的事項に関する議論を深めていただいております。

なお、これらの事項の検討に際しましては、それぞれに関連する幅広い実践や研究の知見を得つつ進めていくことが適当ではないかということも、あわせて御提案させていただいております。各検討事項につきましてももう少し具体的にイメージしていただきやすいように、御参考までに4枚目のところに、(別紙)としまして、具体的な内容の例を案として示させていただいております。あくまでも例示として御参考にさせていただきながら、検討会で引き続き御議論いただければと思います。

事務局からの御説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

#### ○汐見座長

ありがとうございました。

今、この各国の調査を踏まえた上で、この検討会で日本の保育の質を上げていくために個別のこと、共通する全体的な事項について引き続き議論を深めていきたいということですが、その際に、繰り返しませんけれども、3つの角度から、あるいは論点を立てて、それぞれについてももう少し突っ込んでいく議論をしてはいかがかという御提案がございました。

今の事務局からの御提案に対して自由に意見交換をしたいと思っておりますので、積極的に御発言をお願いしたいと思います。

御意見でも御質問でも結構ですので、御自由に御発言をお願いいたします。

では、松井構成員、お願いいたします。

#### ○松井構成員

今回の総論的事項と個別的事項、全体的にどう考えたらいのかというところを確認といたしますか、ちょっとお聞きしたいと思うのです。

実際の例に基づいて申しわけないのですがけれども、例えばAという保育所とBという保育所がありましたという状況で、仮に私がその現場を両方見させていただいて、その時点



で、子どもたちがすごく遊んでいるな、子どもたちがすごく育っているなというふうな実践をAのほうで感じた。Bのほうでは、これはまだまだ今からの実践かなというふうに感じたという状態。一定の質を指標にした場合は、Aのほうの保育実践が質としては高いという評価にはなるかなと思うのです。ただ、Aの保育所の実践のほうでは、現状に結構満足していて、今の保育で十分やれているからもういいかなという感じの姿勢が見えた。一方でBのほうでは、保育者の先生方がすごく課題意識を持っていて、今のままではだめだと思っていて、いろいろ改善をしていきたいのだ、そのためにこういうふうな取り組み、システムとしてこういうふうなドキュメンテーションなり何なりという取り組みをしようとしている姿勢が見えるとなると、その質という意味では、Bのほうの評価としては高くなる。その姿勢というところを評価する意味ではBのほうが高くなるのではないかと個人的には思っているのです。

そういうふうなことを考えたときに、Aの現場、Bの現場という中で、ある意味、一定の基準をもとにした質の担保というのにも同時に必要ではありますが、その姿勢のところ、プロセスのところをどう評価していくのか。その位置づけがどういった形になっていくのかというのが少し疑問に思っているところです。

個人的に思うのは、出発点として、ある程度ここというふうなところの一定の評価といえますか、そういった基準は必要になるのかなというところがあって、それが、ある種、測定する意味での質というところになり、だけれども、そこだけでは評価はできなくて、それぞれの現場でどういうふうな課題意識を持って、どういうふうな改善の方向に向かおうとしているのかというところを評価するという意味合いも意味づける必要になるのかどうか分からないですけれども、そういったプロセスを見ていくというのが同時に必要なかなということをお聞きして思いました。

総論的事項というのは、ある種、改善というものをどういう方向に向けていくのかという方向を示す部分として位置づけられるのかなとちょっと感じて、特に今回、別紙で挙げていただいた「(1) 我が国の文化・社会的背景の下での保育所保育の特色」という部分と「乳幼児期の子どもとその保育に関する基本的な考え方」というところは、こういう方向に向かって改善していきましょうというところを広く指し示すような内容になっていくのだろうかといえますか、私も整理がしきれていないのですけれども、お話を伺っていて、そういったところをちょっと思いました。

要するに、質を評価するときに、今、Aの保育所、Bの保育所ということで例を挙げさせていただいたのですけれども、両面どういった形で担保していくのか。難しさもあるとは思いますが、その部分を示しつつ、あと、日本の保育として向かいたい方向性ということで総論的なところでの議論がなされていったらいいのかなということもちょっと感じたところです。

すみません。感想になってしまいました。

## ○汐見座長

今の御質問に対する確認です。

例えば、今、事務局から別紙で、今の総論的事項に対する今後の検討事項の中で3つの柱があって、日本は日本のやり方でしっかりやっていくしかないというのが最初だと思うのですが、同時に、さまざまな乳幼児に対する研究だとか、新しいタイプの保育だとかを提案されてきて、そこでどういう質の考え方が考えられているかということをしっかり踏まえるということ。

3番目に「保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方」で、ここの説明によりますと、例えば保育の「測定する質」と「意味づける質」の考え方の整理だとか、それを踏まえた質の確保・向上に対する行政や各現場レベルでの取り組みのあり方。今はある程度のことはできているけれども、次にどういう目標を立ててさらに向上しようとしている姿勢があるかどうかというあたりをその質評価の中に入れていくということが必要なのではないか、そういう御質問だったのでしょうか。

○松井構成員 そのとおりです。

○汐見座長 当然それは大事だと私も思いますけれども、それについて何か御意見ございますか。

それから、事務局のほうでも、こういうことがどうだこうだということがございましたら御自由に。

3のところ、1と2を踏まえた上で、つまり、我が国独自の評価システムをどのようにつくっていくかということになっていくのですけれども、その評価の中には、いわゆる保育と同じでプロセス評価が大事なのではないかという御意見だったと思うのです。そういう意見、議論を十分かましてやれないかもしれませんので、ほかにもありましたら、どうぞ御意見を出していただければと思います。

では、普光院構成員、お願いします。

## ○普光院構成員

先ほどの御報告をいただきまして、ぜひ詳しく読ませていただいて、さらに理解を深めたいと思ったところです。今後の検討についても、例えば日本の我が国の特色を言った場合に、保育内容であるとか、家庭の子育ての文化であるとか、そういったものが現状どうなっているのかをしっかりと理解していくことも大事だと思うと同時に、現在行われている制度、例えば日本の第三者評価制度が各国と比べてどうなのかということもぜひ理解したいと思いました。

私個人の感想では、今の日本の第三者評価制度は、施設が評価機関にお金を払っておりますので、評価機関にとって施設が顧客になっているという現状がある。私も、自分自身、自治体の仕事などで第三者評価にはよく目を通すのですけれども、施設の売り込みというか、施設長がお語りになったよい部分というのはそのとおりにきれいに書かれているのですが、第三者評価というところではどうなのかというのは非常に疑問に思うことが多い。

評価もいろいろな評価機関がありますから、全てがそうとは言い切れないのですけれども、そういうときに、例えば、世界各国ではこういうことはどうしておられるのだろうか、そんな疑問もございます。そんなことも理解しながらの今後の検討になっていくといいなと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○汐見座長

ありがとうございました。

施設全部第三者評価をやらなければいけないのですが、その第三者評価システムをどうつくるかということは各国さまざまですね。日本でずっとやってきたことについてのきちんとした評価も踏まえる必要があるのではないかという御意見でした。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

では、野澤構成員、お願いいたします。

#### ○野澤構成員

ありがとうございました。さまざまな国の状況を非常に学ばせていただきました。

では、それを踏まえた上で、日本はどうかといったときに、まだよくつかみ切れていないというのが私の実感としてあります。その中で、今、質を向上させたりするための手法みたいなものはいろいろなものが海外からも紹介されておりますし、さまざまな人がいろいろなものを開発して、どれもこれもやりたいなと思うときに、何が大事なのかということ、これまでの実践の中で大事にしてきたものも踏まえて現場で考えたり、国も自治体もそうだと思うのですけれども、考えたりするためのこれまでの変遷、歴史、哲学、思想なども踏まえて、日本の保育の価値を改めて見直していく必要があるのではないかと思います。

いろいろ課題は見えてくるにしても、その中で実践というのは、恐らく暗黙的に大事にしてきているものが出てくると思いますので、その暗黙的なものをここである程度明示化していくというのは意義があるのかなと思います。

社会の変化もすごく大きい中で、例えばここに書かれているような体験の共有とか共感的なかわりというのはこれまで非常に大事にされてきたと思いますし、私たちの調査などでもそういうことが出ているのですけれども、社会の変化が大きくて、例えばいろいろな子どもたちがいるとか、文化的背景もいろいろな子どもたちがいる中で、例えばこれまでの共感でも行けるのか。それとも、やはり難しいなと思うからこそ先生たちが課題と思っているのかもしれないなという部分もありまして、そういった今の社会の実態とこれまで大事にされてきた哲学とか思想とか、そういう暗黙的なものとの接点とか兼ね合いを丁寧に見ていけると、私自身、非常にいいなと考えております。何を引き継いで何を見直すかというのは、それに基づいて改めて考えていけるといいのかなと思いました。

もう一点は（２）です。こちらは子どもを中心にとということで、この検討会でキーワードとして出てきていると思うのですけれども、子どもを中心にするというのは具体的には

ということなのかということももう少しクリアになってくるといいなと思います。例えば、ここにあります児童福祉とか幼児教育の理念ということもありますし、また、子どもの権利ということも改めてどうということなのか。きれいな言葉は頭を通り過ぎて行ってしまうので、もうちょっと具体的に、どうということかということをも改めて整理して、わかりやすい言葉で周知していくということにも意味があるのではないかと思います。

そういったことを踏まえて（3）ということも。先ほどもありましたように、何をすればいいかということ現場は問いがちだと思うのですが、何のためにそれをするかということ、（1）、（2）を踏まえて考えていけるような議論がここでできるのかなと思います。

また、難しいなと思うのは、先ほど松井先生もおっしゃっていたと思いますけれども、それをどう評価するかということとある程度きちんと丁寧に議論していかないと、せっかくの評価が、各国にも学ぶことだと思いますが、かえって難しい状況を生み出してしまいうこともありますので、そこはまた改めてどう評価するか。実践もどう評価するか。その評価をどう評価するかという仕組みも含めてつくっていく必要があるかなと思いました。

#### ○汐見座長

ありがとうございます。

この3つ出してくださっている1番目の中に、私個人的には、日本の保育所の中には世界に誇ってもいいのではないかという興味深い実践をやっているところもたくさんあるわけですね。他方で、まだ全盛期のような、一斉に子どもたちをとというような形のところもまだたくさん残っていて、そういう意味では、基準をどこに設定するかによりますけれども、かなり差が出てきている。例えば、かなり熱心にいい保育をつくってきているところは、どうしてそのことが可能だったのか。日本的ないろいろな風土だとかそういうものというのはすごく関係していると思うのです。そういうところをどういうふうにかっちりと評価した上で、例えばどこかの国がやっていることを追随するような形の評価システムを持ってきたとしても、多分それはうまくいかない。日本は日本的な形でやっていくということをお大事にしていく、そういうニュアンスの方向は一緒だと私は思ったのです。それはとても大事だなと思ったのです。

それから、保育の中身についても、日本的なある種の共感を大事にするような考え方というのはやはり簡単には否定できなくて、そういうことも踏まえた上で、どこかの国がやっていたらしゃる評価スケールを借りてきてどうかということではうまくいかない。自分たちでつくっていくしかないということがあると思うのです。

ですから、これは簡単にできるわけではなくて、丁寧に、自分たちの保育をどう評価するかということをおここではやっていかなければいけない。私は、最初この案が出たときには、これは一番大変だなと思ったのです。でも、それはとても大事なことだなと改めて思いました。

そういうことをきっちりと踏まえた上で、最近のいろいろな研究とか実践の成果を踏まえ

た上で、それで（３）を具体的に展開していく、そういう構造でやったらどうかという御提案だったと思うのです。

大豆生田構成員、ございますか。

#### ○大豆生田座長代理

時間もあるので短目に。

多分、今の一連の流れになると思うのですけれども、こういうふうな実態を踏まえながら、今、質の評価という話になってきていると思うのです。そうすると、現状における評価観というか。我々、今、ここで評価ということを議論していますけれども、松井さんが冒頭に言っているように、いわゆる到達や達成型の評価に対する、質を高めていくプロセスに視点を当てた評価観というものは、現状からすると、実際やっていることが多いのだけれども、評価という枠組みを持ってこられたときに、評価観の転換というか、多分そういうことが必要になってくる。そうすると、自治体だとか現場の中での実態がどうなのかということとセットで、ここで総論的事項としてこうやってしっかり固めていくことが、次に具体化していくときの重要な点になるということを改めて思いました。まさに自治体などがその評価にもかかわってくるとするときに、ここも大きなところかなと思ってお話を伺いました。

以上です。

#### ○汐見座長

他に。

では、今の段階で意見を切ります。

では、秋田先生、お願いします。

#### ○東京大学大学院教授秋田氏

いろいろ御意見いただいて、良い側面のお話をいただいたのですが、日本の保育所保育の一つの特色は、先進国から見ると、評価の後進性、それから、これだけ長時間保育をやっている国はほかにはない。それから、若年保育者比率によって保育が営まれていて、年齢によるキャリアパスのない保育所はないという、ある意味でネガティブだけれども、ある意味で世界各国から学んだ上で反省的につくれるとか。それから、0-1歳の保育をこれだけの割合で、ほかの欧米を見れば、こういう姿がないということもわかりますし、そういう中で、これは「これまでの経緯や変遷を含む」とあるのですけれども、これから10年、20年の未来への保育の展望を持った上で議論をしないと。実は評価の仕組みというのは、10年ぐらい前、もっと前から学識経験者では議論していました。そういった仲間が台湾やシンガポールでは既につくり上げています。しかし、日本は議論をしたところでとどまっていました。

今回、こうやって外国のものを調べる調査研究の機会をつくっていただいたということ自体が画期的でありまして、今後、そういうことをもとにしながら、日本が抱えている課題をどう乗り越えていくのかということがないと、良質の保育のモデルはたくさんあるの

ですけれども、現実の園が本当に質を上げていくための取り組みと評価にしていくためには、そのあたりを射程に入れざるを得ないのではないかと個人的に。ちょっと厳し目ですけれども、後進性と長時間保育と保育士のばらつきというか、保育士不足をはじめ、そうした園の多様化。今、企業主導型保育を初め多様な保育所が乱立する中でどう考えていくのかということを経期的な展望の中で考えていただくことも必要かと思ひます。

長くなりましたが、すみません。

#### ○汐見座長

ありがとうございました。

今、おっしゃってくださった日本の保育所保育の特徴といった場合、グローバルに見たときに、かなり無理をして働いている側面があるということもあわせて御議論していかなければいけないということでしょうね。

私の息子はこの間までケルンという街で過ごしてしまひて、子どもが2人そこの保育所に行っているので見に行ってきましたけれども、4時になったらお父さんが全員迎えに来て、4時半には保育所がガチャッと閉まってしまうました。ケルンの保育所は4時半までしかやっています。朝は何時からと言ったら、8時にならないと保育士さんは来ないよと。それで成り立つ労働形態です。ですから、11時間やるということが日本の保育の中でどういふ問題を新しく持ち出しているか、そういうことも踏まえた上で。

それから、最近、私が保育士から相談を受けている中では、外国人の子どもがすごく多い。これからどんどんふえてくると思うのです。しかも、そこにイスラム教徒の子どもがいるとか、そういうことになってきたときには、今までにない経験をいろいろやっていかなければいけない。その中で質を担保していくということは具体的にどういふことか。そういうことも踏まえた、先を見据えたような視点も必要だということ。きょうここで具体的な議論をすることではないのですけれども、この(1)だけでも相当議論しなければいけないことがあるのだということは、きょう確認しておきたいと思ひます。

今、こういう形でやりたいという御説明があったのは、一応御理解いただいたということではよろしいでしょうか。

中はもう少しいろいろ詰めていきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

それでは、総論的事項については議論したい点はまだまだたくさんあると思ひますが、きょうのところは少し置いておいて、今度は各論についてです。

大豆生田座長代理から説明、それから事務局からの補足説明をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

#### ○大豆生田座長代理

この間、作業チームで検討してまいりました2点のことがございます。まず1点目のところで、実践事例集の作成のことについてお話をさせていただこうと思ひています。

「中間的な論点の整理」の個別的事項の中で、保育の現場における保育実践や保護者や

地域住民等との関係などに関連した多岐にわたる項目が盛り込まれております。その各項目に関連した具体的な検討事項の中には、実践事例や知見が示されています。参考資料1の7ページや14ページ、15ページなどにそのことが記されております。

このことを受けまして、作業チームにおきましては、昨年10月以降、個別的事項に関連してさまざまな保育の現場におけるそれぞれの現状や課題に応じた創意工夫による保育実践の改善や充実に向けた取り組みに資するように、実務的な検討や作業を重ねて、実践事例集（案）を作成いたしました。資料2がその実践事例集になります。

今般の実践事例集作成に当たっては、単に実践事例を示すだけではなくて、その前提として、それぞれの保育の現場において、保育所保育指針に基づき、子どもを中心に保育の実践に捉え直す上での基本的な考え方を示し、その上で、保育の各現場においてそれぞれの課題に応じた具体的な取り組みを実施するに当たっての参考となる事例を示すことになりました。

資料2の表紙の記載でありますけれども、表題は「子どもを中心に保育の実践を考える」としました。その副題として「保育所保指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集」としています。

全体構成は、基本的な考え方を示す【基本編】と、実践事例を示す【事例編】の2部構成となっています。

また、本事例集で取り上げている事例は、これまでの本検討会で発表されたさまざまな保育現場の取り組み事例をベースにしています。これは資料2の2ページの下段の囲みに記載されています。

各々のテーマに関連したベストな取り組みや理想的な取り組みを示したものではなくて、それぞれの保育所等が個々の実情に即して保育の改善や充実に向けて日常の保育を捉え直し、さまざまな工夫や試みを重ねている実際の様子を例示したものです。

この検討の中で議論になったのは、これはベストなプラクティスではなくて、現実に即して、どこの園でも葛藤しているけれども、そこをどういうふうに乗り越えていくのかということを考える事例集というところにかかなり着目したことに特徴があります。

実践事例集の具体的な内容については、事務局よりさらに補足説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

#### ○鎮目保育指導専門官

それでは、事務局より事例集（案）について、構成と主な内容について補足の説明をさせていただきますと思います。

資料2の事例集（案）の3ページをお開きいただけますでしょうか。【基本編】といたしまして、まず、基本的な考え方をお示しする最初のところで、保育所保育指針に基づく保育実践を振り返る視点について、囲みの中で、子どもを権利の主体として位置づけ、一人一人の主体性を尊重するというような、指針に示されている考え方そのものをまず御理解いただくようになっております。

続きまして、この検討会の基本的な視点でもございます、子どもを中心とした視点から自園の保育実践を捉え直す、日々の保育においてそれぞれの取組が子どもにとってどうかという視点から捉え直して、改善・充実に向けた手がかりを探る糸口を見つけていくのが大事という考え方の根本になるところをお示ししております。

おめくりいただきまして、4ページです。では、そのように糸口が見えてきたときに、具体的な取組を考えていくに当たってのポイントと課題についての記載となります。。さまざまな園で、それぞれの地域や園の実情に応じた課題等が見えてくるとは思うのですが、今回の事例集作成過程で、事例集の活用のイメージとして、それぞれの園で取組を進めていく際に共通して重要になると思われる主なポイントをまず事例集の前半に例示することで、そこから園の課題を探ったり、そのための方策を見つけていくことができるのではないかとということが検討されました。ポイントを以下のように3点あげています。

「職員間の共通理解」ということを1つのポイントとして、また、「日々の保育の振り返り」、「保護者や地域の人々との関係づくり」、こういったポイントで考えてみてはどうかという御提案でございます。

5ページ以降では、それぞれのポイントについての考え方をお示するとともに、そこからいろいろな園で共通して考えられ得るような課題の例を表にしてお示するとともに、表の右側には、そうした課題が見られる場合に参照していただく、実践編で取り上げている事例について紹介してございます。こちらにつきましても、作業チームのほうで課題認識が明確な場合、具体的な取り組みが明確な場合もあれば、また、課題に対してどのように手をつけたらいいか、自園の取り組みをどう見たらよいかという視点を明確にする必要もあるのではないかとということで、このような形でお示しになっております。

続きまして、8ページは【事例編】についてです。個々の事例についての御紹介はこの場では割愛させていただきますけれども、一つ一つの事例をどのような構成で紹介しているかについて8ページでお示ししておりますので、そちらについて御説明させていただきたいと思っております。

次ページ以降では、一つの事例を見開きでお示ししております。まず、最初の左ページの上段のところに事例の概要をお示ししております。続いて、取組の状況を段階を追ってお示した上で、最後にそれぞれの園で生かす場合のポイントをお示ししております。

1枚おめくりいただきまして、事例1のところで見えていただくとわかりやすいかと思っております。左上の緑の囲みのところで、事例の課題、きっかけ、目標、成果という形でステップをお示しして、およそどういう事例なのかということをお示しして、写真と文章をあわせてそれぞれの取組、取組のポイントをお示した上で、右側のページの下部では、実践に生かすためのヒントをお示ししております。

1ページに戻っていただきますと、事例を5つの区分けでお示ししております。ただし、それぞれの事例についてはさまざまな要素が含まれていることもあわせて御承知いただければと思っております。



事務局よりの説明は以上でございます。

#### ○汐見座長

ありがとうございました。

それでは、個別的な取り組み事項についての最初は、実践事例集を作成して、これを現場で活用していただくということでつくって、今、準備していただいているという御提案だったのですが、これについて御自由に御感想、御意見をいただきたいと思います。

では、古賀構成員、お願いいたします。

#### ○古賀構成員

こういうものが欲しかったという感じで拝見させていただきました。キャリアアップ研修とか、さまざまところでこういった資料が活用できるようになることに期待を持って拝読させていただきました。

私のほうもいろいろ公開保育研修とかをさせていただいている中で非常に重要だと思っているのは、こういった資料を活用する前段階の基本姿勢をどう整えるかというところかなと思っています。こういったことをやりたいけれども、うちではというところになったり、同じように真似してやってみたけれども、結局は上意下達になったり、だめなポイントを指摘されて傷ついて終わったり、そういったことにならないようにしていく保育所等における研修に対する基本姿勢を最初のところで少し押さえていただけるとさらによいのかなと思いました。

例えば、指導する、されるとか、評価する、されるという対立構造がないようにすることが非常に重要ですし、先ほど申し上げたような上意下達構造にしない、だめ出しというような、上から指摘して終わるということではなく、フラットな関係性の中で相互性とか互換性とかいうことを大事にしていきましょうであるとか、共感的な聞き方をしていくことが基本姿勢であるということとか、「子どもを中心に保育の実践を考える」というタイトルで示されているかとは思いますが、子どもを中心に、児童の最善の利益を大事にしていくといった基本姿勢について最初に丁寧に説明することが大事なのかなと思いました。

それから、これはここで触れるのがいいのかどうかちょっと迷うところでもあるのですが、研修時間の工夫というか、これをやる時間をどう確保するのかを知りたいと思われる先生方も多いのかなと現実的には思いますので、そのあたりのことを、今後、これだけではない中で検討していく必要があるかと思っています。こういった取り組みをされているところが具体的にどんな工夫をされていたかがもう少しわかりやすくなるとさらによいのかなという感想を持ちました。

以上です。

#### ○汐見座長

ありがとうございます。限られたページの冊子なものですから、本当は、もっと本音の苦労話などがあるとおもしろいかもしれないのですが、今、おっしゃってくださっ

たように、厚労省がこういう形で、現場に資するために指針とか指針の解説書をプラスしてこういうわかりやすい事例集を出すということは画期的なことだと思っていて、ぜひ有効に活用していただきたいと思っています。

実際、初めてやってみて、その効果とか課題ということはどこかでやらなければいけないのだろうと思いますけれども、とにかく写真がいっぱい入っていて、しかも、横にその説明ということで、大変わかりやすい形になっているなとも思いました。大変苦労していただいたと思います。

あと、どうぞ御自由に御意見を。

では、松井構成員、お願いします。

#### ○松井構成員

とても充実した実践事例集だなと拝見しました。

大豆生田先生も先ほどおっしゃっていたのですけれども、評価観を転換するといいますか、そういったところに寄与していくような活用のされ方がいいなと思っています。というのは、評価と聞くと、ああという風にため息が出てしまうような現場ではなくて、評価と聞くと、あっ、こんなことに困っているのですとか、ここをこういう風にもっと変えていきたいのですけれども、どうしたらいいかわからないのですという風な声が上がってくるような、そして、その対話の中で解決がされていくような評価のあり方ということで、こちらの実践事例集には、こういった課題のときにこういったことをしている実践の現場がありますよということを紹介されているという部分で、同じような課題を持ちながら、どう進んでいいかわからないという現場に応えるような実践事例集になっていけばいいなと思います。先ほど古賀先生がおっしゃってくださったように、今度、これを活用する側の立ち位置といいますか、その部分もしっかり考えながら、この実践事例集がどう活用されていくのかをまた見ていきつつ、必要に応じては改善しつつということになってくるのかなと思いました。

#### ○汐見座長

ありがとうございます。

あと、どうでしょうか。

では、野澤構成員、お願いします。

#### ○野澤構成員

私も、自分自身も学ばせていただけるようなものができ上がってきていると思います。ただ、これをどう周知していくかというのが非常に重要ななと思います。ただウェブサイトにアップされているだけだと、みんな気づかないので、例えば自治体ごとに行くのかとか、講師の先生になられる養成校にはみんな情報が行くとか、何か周知のプロセスがあるといいのかなと思いました。

#### ○汐見座長

出ましたよという周知はホームページとかそれだけですか。

### ○鎮目保育指導専門官

ホームページに載せるのはもちろんですが、通常ですと、当然、自治体ですとか関係機関のほうへ、こういうものが出ましたということ自体は御周知しているところがございます。本日の議論を受けまして、改めて効果的な周知方法を検討する必要があるかなと思っています。

### ○汐見座長

私たちがいろいろなところで研修を担当していますから、そういうときにぜひ活用するようにしたいと思います。

あと、ほかにごありますか。

先ほど大豆生田座長代理が、2ページの下の囲みの中に太字の「ここにあげた事例は、必ずしも『ベストな取組』や『理想的な取組』を示したものではありません。それぞれの保育所等が、難しさを感じながらも、自分たちの保育所等の実情に即して、これまでのやり方を少し工夫することで、課題解決の糸口を見いだしてきた」と。ある意味では、皆さんの園と等身大の事例なのだと思います。国がこういうことをやれということを行っているわけではないというモデルで、決してこれを押しつけているわけではない。そのことは何度も何度も強調しておかなければいけないような気がいたします。

私、『エデュカール』という雑誌を編集しているのですが、大体同じスタンスなのです。つまり、今、現場で何に困っているのだろうかとか。見直せと言っても、何を見直せばいいのだろうか、そういう、困った、でも、何か動かなければいけないなといったときに、同じようなことで悩んでこんなことをやっている園がありますよとかいうことを示して、参考にしていただく。つまり、上からというよりは、現場の気持ちを酌み取った上で、それだったらこういう例がありますよというふうになっている。行政というのは、ある意味ではそういう役割だと私は思うのです。これはそういうスタンスでつくられているのだということで、これがうまく活用されていけば、もっといろいろなものができていかなと思っています。そのことは多分、これからこれを活用していただくときには何度も強調していく必要があるのではないかという気がいたしました。

きょうは限られた時間しかありません。これをちょっと見ていただいて、何かお気づきになったことがあったら。

### ○普光院構成員

すみません。保護者の立場から1つだけ。

今、保育所やその他の保育施設を利用している保護者からの相談が多くなっています。保護者はどういうふうに保育が行われているのかという構造がよくわからないので、とにかく、うちの子はこういうふうに困っているのですと言うのですが、いや、それはできません、規則だからできませんとか、こういう配置基準では無理ですというふうに言われてしまって、実際のところがわからないので、それをうのみにせざるを得ない状況があるのです。保護者にもぜひこれを読めるようにしていただいて、保育施設ごとの条件や環境に

合わせて工夫ができるのだなということを保護者に伝えていただければ、保護者と施設の対話のときにも、決まりや基準の話で終わらないで、もう少し踏み込んだ話ができるのではないかと思います。保護者にもぜひ周知していただけるといいなと思いました。

#### ○汐見座長

これはこういう冊子でお配りするだけですか。

#### ○鎮目保育指導専門官

現段階で、冊子でとか、ウェブ上のデータでという具体的な形を決定しているわけではございませんので、広め方とあわせて、どういう媒体でどのようにしたらいろいろな方に届くかということについて、本日の議論を踏まえて改めて検討をしたいと思います。

#### ○汐見座長

今の御意見は、保護者にも手が届くような形の広め方をしていただければという御意見でした。今を受けてどうですか。

#### ○大豆生田座長代理

ありがとうございます。本当におっしゃるとおりだなと思っています。

これを作るプロセスの中で、先ほどもお話ししたように、グッドプラクティスではなくとか、先ほどの長時間保育ではないけれども、現場はどこも悩みの中でなかなか難しいのだという声を大前提としてつくってきたものです。そのときに、例えば、先ほど古賀さんがおっしゃられたような、どこの時間でどうするかということも具体的に出てきた話とかということが実はいっぱいあるのです。今回のことは、そういう意味でいうと、もっと議論する観点はたくさんある中の、今回はこの会議の中でヒアリングをさせていただいた園の事例をもとに、その材料を使ってやったということが前提なので、恐らく、この中で全てということではなくて、ただ、かなりの点に関して考えられるようなことがあるだろうということ構成をつくってきたということが一つの方法です。

それと、今、あったように、まさにこれからこれがどういうふうにあちこちで活用されるかということが極めて重要だと思うので、多分、今後、その方法の検討が重要になるということも、今、改めて伺いました。ありがとうございました。

○汐見座長 ありがとうございました。

実践事例集については、今、いただいた意見を参考にしながら、もう少し必要な修正等があったら事務局でやっていただきますが、もしお気づきのことがあったら、できるだけ早目に事務局へ御連絡いただきたいと思います。

それから、これだけ検討会をやってきて、その成果をなるべく早く現場へ還元していきたいという思いが私などはあります。もし何かございましたら微調整はしていただきますけれども、これをずっと議論しているというよりは、早く現場に配って、それで反応を見た上でやったほうがいいと思うのです。ということで、ある程度の微調整をした上で、これでいいかどうかということは、この会をまた開くのは大変ですから、私のほうと相談させていただいて、それで進めてよろしいでしょうか。

では、大豆生田座長代理もそのときにはお願いいたします。

#### ○大豆生田座長代理

よろしく申し上げます。

#### ○汐見座長

それでは、事例集については以上にします。

引き続き、保育所における自己評価のガイドラインの見直しを行っていただいております。これまた、大豆生田座長代理から申し上げます。

#### ○大豆生田座長代理

もう一つの大きな柱が自己評価のガイドラインの見直しになります。資料3-1の1ページになります。

まず「1. 背景・経過」の記載があります。「中間的な論点の整理」の個別的事項において、保育の振り返りに通じた質の確保・向上が示されたことを受けまして、作業チームにおきましては、昨年10月以降、保育所における自己評価ガイドラインの見直しに向けた検討を行いました。保育の現場における自己評価の実施状況等にも留意しながら、資料3-2「保育所における自己評価ガイドライン」【改訂版】（試案）」を作成しました。

今回のガイドラインの見直しに当たりましては、資料3-1の1ページ「2. 見直しの方向性（案）」に記載のとおり、「保育所保育指針の改定を踏まえ、様々な保育の現場における保育内容等に関する自己評価の取組が、より保育の改善や組織としての機能強化に実効性あるものとなるよう、記載内容を充実する」を基本方針といたしました。

また、具体的な見直しの方向性（案）としては「（1）保育所保育指針に基づく自己評価に関する理解の促進」「（2）保育内容等の自己評価に関わる保育所の取組全体の効果的な実施」「（3）保育現場の様々な実情に応じた主体的・継続的な自己評価の取組の推進」という3つを挙げまして、保護者や地域住民などとの関係を含めた多様な視点の活用、保育の記録や評価方法の工夫、要点の明示や図・具体例の活用等の記載の工夫などを図ることとしました。

資料3-1の1ページの下段の記載のとおり、さまざまな保育の現場における本ガイドラインを活用した評価の取り組みの実施に資するよう、本ガイドラインの概要や自己評価の取り組みの具体的な手順・方法の事例などを示した本ガイドラインに関するハンドブック（仮称）をあわせて作成することを考えています。

今後は、資料3-1の4ページに記載のとおり、年内を目処に、実際の保育現場において【改訂版】（試案）を活用した自己評価の取り組みを試行的に実践していただき、その結果、得られた保育の現場における取り組み事例などを踏まえ、年度内をめどにガイドライン【改定版】の内容を確定させ、あわせて、本ガイドライン活用のためのハンドブックを作成する予定です。

【改定版】（試案）の具体的な内容については、さらに事務局より補足説明をいただければと思います。よろしく申し上げます。

## ○高辻保育指導専門官

ありがとうございます。

それでは、資料3-1の2枚目をごらんください。自己評価ガイドラインの【現行版】と今回作成いただきました【改定版】（試案）の全体の章構成をお示ししております。また、【改定版】（試案）の各章の概要につきましては、同じく資料3-1の3枚目にごさいますので、そちらもあわせて御参照いただければと思います。

大豆生田先生より御説明いただきました見直しの方向性を踏まえまして、資料3-2【改定版】（試案）をおめくりいただきますとおわかりいただけるかと思うのですが、ガイドラインの構成や内容そのものの見直しのほか、体裁に関しても、各節の要旨を冒頭でお示しし、図なども各節で随所にできるだけ多用するといった、現場でより活用していただくことを考慮した工夫なども今回あわせて行っております。

後ほど改めて御説明いたしますけれども、資料3-3は、この【改定版】（試案）でお示した要旨と図を抜粋して編集したものになっております。

資料3-1の2枚目に戻ります。【現行版】の自己評価ガイドラインでは、第2章に、保育所における自己評価ということで、保育所保育指針に示しております保育士等の行う自己評価と保育所が組織として行う自己評価をあわせて述べるという形になっておりますけれども、今回、改めて指針に基づく自己評価の理解の促進を図るということを踏まえまして、これらを第2章と第3章に分けて、それぞれの基本的な内容や流れについてより記載の充実を図っております。

さらにその上で、こうした保育士等の行う自己評価と、それを踏まえて保育所が組織として行う自己評価の両方を、例えば、保育所が1年間を通して全体の取り組みとしてどのように組み合わせながら進めていくのか。その際、より効率的でかつ効果的な評価の実施に資するよう、記録の活用ですとか、チェックリスト、職員間の対話など、さまざまな評価方法のそれぞれの持つ特徴と、それぞれに合わせて留意すべきこと、評価の実施に際してさらに特に考慮すべき事項などを、第4章でまとめております。

また、今回の見直しに当たりましては、自己評価を主軸としつつ、単にそれを園の中の取り組みとして閉じたものとして捉えるのではなくて、そこにより多角的で多面的な視点をどのように取り入れていくのか、また、それぞれの地域や現場の実情に応じて保育の質の向上に向けたさまざまな取り組みをどのように生かしていくのかという観点も特に留意いたしました。

例えば、評価に際して、保護者の方など関係者の意見をどういうふうに取り入れていくのか、あるいは第三者評価など外部評価の仕組みをどう活用していくのか、さらには、質向上の取り組みとして各園で行われている研修とか公開保育といったことを自己評価とどう結びつけて活用すればよいのかといったことですか、結果の公表につきましても、自園の保育に関して多くの人と理解を共有していく側面からの意義などについて、改めてその重要性を念頭に置いた書きぶりになっております。

さらに【現行版】では、第3章で3つの具体的な自己評価の展開例を挙げております。今回、この部分につきましては、先ほど大豆生田座長代理からも御説明ありましたように、今後、この試案の試行検証を実施していく中で、改めて現場での自己評価の実践事例を収集、整理してお示しすることを考えております。

この試行検証を通じて得た事例と、先ほど御紹介しました資料3-3のような形で本ガイドラインの要旨と図を編集したものとあわせて、ガイドラインの現場での活用のためのハンドブックをあわせて作成することを考えております。その際には、総論的事項として御議論いただいている、保育の質を上げていくための評価のあり方、あるいは子どもや保育についての基本的な考え方、こういったことなども適宜取り込みながら、今後、引き続き試行検証の中でこのガイドライン（試案）の検討作業を進め、このガイドライン【改定版】とハンドブックの内容を年度内に確定し、来年4月を目途として適用を開始する予定で考えているところでございます。

なお、今回の見直しに当たりましては、保育所における自己評価等に関する取り組み状況などは現状としてどうなのか、実態を把握することを目的に調査も行っております。

資料3-1の（別添）で、この調査結果の概要を自己評価に関する部分を抜粋した形でお示ししております。結果について細かく御紹介する時間はございませんけれども、昨年10月に全国の地域型保育事業を含む認可保育所に質問書を配付しまして、2,610カ所から回答をいただいております。今回、回答を得られた保育所等の中では約8割で自己評価を実施しているという結果が得られております。それぞれ運営主体別とか、設置年別、あるいは規模、定員別に見た結果などお示しするとともに、さらに、自己評価の実施目的ですとか、実施の体制手順、観点、具体的にどんなものを使って実施されているのか、あるいは、結果を公表されている場合にはどのような方法をとられているのかといったこともお聞きしております。

そのほか「自己評価を行っていない」という回答が見られた保育所に対しては、未実施の理由もお聞きしております。この別添のほうを御参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

#### ○汐見座長

ありがとうございました。

以上、お二方からの御説明を踏まえた上で少し議論したいと思っております。御自由に御意見、御質問をください。

では、普光院構成員、お願いします。

#### ○普光院構成員

私自身、作業チームに入っておりましたが、十分にお役に立てず、その間にこれだけわかりやすい端的なものをつくっていただきまして、とてもありがたく思っております。

この意見は、本当はもっと早い段階で言うべきだったと思うのです。こうして試案ができ上がっている状態でちょっとあれなのですけれども、こういうこともちょっと検討して

いただきたいということを1つ申し上げたいと思います。

以前は、保育園というのは1施設1法人で、施設の改善イコール法人の改善という考え方でよかったわけですがけれども、現在は、多くの系列園を運営する大規模な法人もふえています。保育の内容も法人によって規定されている場合も多いのです。法人全体としての保育のマニュアルがあったり、保育内容にルールや制約を課していたり、施設長の裁量で使える予算が小さい場合もあります。保育内容、人員配置、設備、各種備品、消耗品に至るまで、法人、公立であれば自治体ですがけれども、法人・自治体の支援がないと改善できないケースも多いのではないかと思います。

園として、現場としての自己評価というのは一番基本で、一番力を入れなければいけないところですが、その結果をどうするかというときに、法人・自治体が当事者としてそれを捉えることが非常に大事になってくると思うのです。現場だけで、こうしたい、ああしたいというのが出てきても、それを実現するすべがなければ、ただ施設長が板挟みになって苦しむだけになってしまいます。チャートもたくさん入れていただいていますので、これをつくっていただいたからには、このチャート図の最後に、法人・自治体がこれを受けとめて、当事者として改善を考える、そういう描き方をぜひこの中に入れていただきたいと思いました。

ありがとうございました。

#### ○汐見座長

ありがとうございました。

大事なことですね。おっしゃったように、10園とか運営しているような法人には、幾つかタイプはあるのですが、各園に任せてしまっているところと、上のほうが枠をきっちりはめているところとかいろいろあります。後者の場合は、各園でいろいろ自己評価しても、それに基づく改善がなかなかできないところも確かにあるのです。ですから、自己評価したことをどう生かすかということは法人全体の責任だということです。公立もそうなので、そういうところも何か盛り込んでいただきたいという御意見でした。ありがとうございました。

あと、どうですか。御自由に。

では、古賀構成員、お願いいたします。

#### ○古賀構成員

この自己評価ガイドラインの改訂というのは非常に大変な作業だったと思いますが、本当にありがとうございました。

熱心な御議論の末にできたものだと思いますけれども、これをいかに活用していくかを考えたときに、最後のほうで御報告がありましたが、自己評価の実施状況は非常に心配なものがあるわけです。公立であっても15%程度は未実施であるということですね。そういった現状を踏まえて考えたときに、各保育所の実情に応じた支援の方法が考えられていなくては結局実施できないことになっていくのではないかと思います。これを恐れるわけです。



これは評価全体の話になってちょっと大きな話になってしまうのですが、全保育所に監査で入っていくときに、監査の内容についても今後議論していく必要があるかと思うのですが、その中に質評価的なものをどう入れていくのかということと、もう一つは、自己評価とか、園内研修とか、保護者と地域との連携とか、各園でどのような取り組みがなされていますかということを追っていきながら、フォローアップしていきながら、できないだろうかということだと思います。

最初のほうで松井さんがおっしゃっていた、各園が向上に向かっていこうとしているところをどう評価するかということにかかわってくるのですが、各保育所が考えている質向上プランがある。プランがないところもあるかもしれませんが、そういう質向上のプランニング支援みたいなことが監査プラスアルファのところではできないだろうかと思うのです。

いろいろな評価指標、それこそ諸外国の状況とか、そういったことを考えたときに、全保育所にどういったシステムを入れていくかをあわせて考えていくことになるのと思うのです。自己評価をやりましょうねというだけではなくて、それをどうチェックして、それこそ、できていないところを、だめですよではなくて、どう支援していくか。その支援をしていくときに、具体的な園の実情に合わせて聞き取りをしながら、コンサルテーション的な機能をつけていくことができないだろうかと個人的には考えました。

以上です。

#### ○汐見座長

ありがとうございました。

では、松井構成員、お願いします。

#### ○松井構成員

作業チームに加えていただいて、丁寧にまとめていただいてありがとうございました。

今、古賀先生がおっしゃったように、自己評価ガイドライン(試案)の4ページ目に「(2)保育内容等の評価の目的と意義」というところがあるのですが、囲ってあるところの下の3つ目の○に「保育内容等の評価は、ある時点での保育の良し悪しを判断するためではなく、子どもの健やかで豊かな育ちに向けた保育を目指して、保育の計画や実践の質を確保・向上していくための取組である」というのがありまして、その時点での良し悪しというよりは、先ほどプランニングと言っていたのですけれども、どういうふうな形で考えを持って確保・向上に向かっていくのかということがこの自己評価ガイドラインの活用の面でも大切なのかなと思っています。

作業チームのほうでは、これが本棚にしまわれるものではなくて、実際に研修の中で使われる、あるいは自己評価というところを意識していただきながら、これを保育内容の評価というところで活用していただくことが目指されるようにつくっていったらいいですねというところが共通理解としてあったかなと思います。その後の活用というところで、これからの試行検証になりますけれども、そちらでどういった形で試行検証していき、さら

にそれをお示ししながら、この自己評価ガイドラインが、各園でもそうですが、国全体としての自己評価に向かう仕組みにどう位置づけられるのかというところは大きな課題になるのかなと思います。それはこれからも継続して検討していかなければならないことかなと思っています。

#### ○汐見座長

ありがとうございました。

では、野澤構成員、お願いします。

#### ○野澤構成員

ありがとうございます。私もこのガイドラインの作成に携わらせていただきまして、こういった形でまとめていただき、ありがとうございます。

ガイドライン作成のプロセスの中で、今、園で取り組まれていることそのものが自己評価の一端になっているということを実は現場の先生は気づいていない。例えば、日誌であったり、日々の振り返りということが自己評価の中の出発点になっていることが余り捉えられていなくて、園としての自己評価と保育士の自己評価がばっくり分かれてしまっているような実態もエピソードとしては伺っております。

ですので、そういったことが今回整理されたことによって、別々に取り組まれていることがどう一体として保育所の質向上に資するのかということが事例の中で見えてきて、こういうふうに行っていけば、今やっていることの延長線上に自己評価ということをもっとよくしていけるのだということがないと、また新たにやらなければいけないのだというものとして受けとめられてしまうと、負担感ばかりがふえてしまうと思うのです。そこが今の取り組みにどう生かされていくかということ。コンサル的なこともあるともっといいのかもしれないけれども、そういったところも含めて、今までの議論の延長になりますけれども、活用の仕方を改めて議論していけるといいなと思っています。

#### ○汐見座長

ありがとうございました。

今、おっしゃってくださったように、私もこの試案を読ませていただいて、前回のガイドラインは、前回の指針の改訂で自己評価しなければいけないことが書かれて、一体どうするのかということで、ある意味では必要に迫られてつくったという面があったのですが、いろいろな経験があって書いたわけではないものですから、今から見たら、不備があったとか、使いにくいところがいろいろあったかもしれないのですが、今回は経験を踏まえているというだけではなくて、私がかかわっている園の中で自己評価といったら、年度末にやるのでしょうか。それで1年間どうだったかと。場合によってはそれを人事考課に使うとかなんかで、儀式的にやるような義務みたいなものが多かったような気がするのです。今回、これを読んだら、そういうこととは全然違うのですよと。日々の振り返りとか、子どもを観察する力だとか、そこから何を読み取ってどうやって改善していこうとしているのか。そういう全体がまさに評価なのだということ。一定期間を踏まえて評価する場合、

そういうのを蓄積の上でやらなければいけないということですから、毎日保育をきちんと振り返っていくことが一番大事な自己評価なのだ、そんなニュアンスなのです。ですから、これは、自己評価ということの意味をより鮮明にするような中身になっていますし、うまくやれば、保育が楽しくなるというものになっているなどと思って、この考え方をぜひもっと広めていただきたいと私も思いました。

あと、プロセスとしては、先ほど御説明があったように、一応こういう形で作った上で、幾つかの園でやっていただいて、どこが使いにくい、使いやすいかということがある。その上で、ことし中にその結果を集めて、年度内に改めて整理して、来年の4月から正式にお配りするというスケジュールなのですが、こういうスケジュールでもよろしいでしょうか。

何かありますか。

#### ○大豆生田座長代理

ありがとうございます。

今、皆さんがおっしゃられたとおりで、今回の自己評価が、そういう意味では日々の保育の振り返りがベースになるのだということ进行全面に出せたことはすごくよかったなと思っています。そのときに、普光院構成員から出された課題や古賀構成員から出された質向上のプランニング支援みたいなことの可能性も含めて、実行性があるものということが最大のテーマですから、今後の試行検証のことも踏まえながら検討させていただければと思っています。どうもありがとうございました。

#### ○汐見座長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、保育所における自己評価ガイドラインの見直しについては、今、いただいた御意見を踏まえて、さらに試行検証を行っていただいて、その作業を踏まえた上で次回の検討会で結果を報告いただきたいと思いますと思っています。

最後に、個別的事項に関連して、3つ目の柱がございまして、都道府県等の自治体における取り組み状況についてということなのです。事務局においてそのための実態調査を行っていただきました。その結果を御報告いただけますか。

#### ○鎮目保育指導専門官

それでは、資料4をご覧くださいませでしょうか。「保育所等における保育の質の確保・向上に関する実態調査」について、都道府県等における取組状況に関して概要をおまとめしたものを資料としてお渡ししています。

こちらの調査ですけれども、「中間期な論点の整理」の中の「実情を踏まえて」というところを受けまして、地域の実情や取組に留意した今後の検討に資するための関連した取組状況の把握のために、指定都市、中核市、都道府県を含めまして、上の囲みの表でお示ししておりますように回答について取りまとめたところでございます。

調査期間は、12月から本年1月まで。

調査事項としては、「中間的な論点の整理」の個別の検討事項に沿う形で、保育の現場における保育実践、保護者や地域住民等との関係、そして自治体や地域の関係機関との関係、それぞれについて質問項目を設けたところでございます。

調査結果の概要につきましては、この資料の1枚目と2枚目のところで全体的なことはお示ししております。時間の関係で、調査結果全体について御紹介するわけにはいかないのですけれども、幾つか御紹介をさせていただければと思います。

まず、「保育の現場における保育実践」について、質問の観点、項目といたしましては、(1) (2) (3) (4) (5)と多岐にわたって御質問させていただいたところでございます。

おめくりいただきまして、スライド番号7ページ、(1)の職員間の対話促進につきまして、管内の保育所等における子どもや保育に関する職員間の対話が促される環境の構築に資する取組を行っているという回答をいただいた自治体は、全体の63.8%、74自治体ございました。囲みの下のところ<「職員間の対話」の促進に関する取組>のタイトルでグラフ化してあるところで、例えば保育所等に対する相談・助言を通じた支援を行っているのが52自治体、こうしたことに関連した研修の実施を行っているというのが41自治体あるという状況でございます。

自由記述もしていただいております。こちらにつきまして、地域の実情に応じて、今、行われていて、資料提供いただいた特徴的、意欲的な取り組みについて御紹介をしているところでございます。例えば、新規に開設した施設を対象として、公立保育園の園長経験者等をサポーターとして派遣するとか、園内研修の立案などの支援、こういうことを通じてそれぞれの保育所で保育を語り合う風土をつくっていくことの支援を行っていたり、助言を行ったりしていることが挙げられていたり、また、地域の拠点として位置づけられている幼児教育センターや幼児教育アドバイザー制度を活用した環境づくりの推進ということが御報告されているところがございます。

続きまして、少しめくっていただきますと、スライド番号の22ページに「2. 保護者や地域住民等との関係」として、(1)として「保育実践の内容の『見える化』」について、(2)として「保護者や地域住民等の保育現場等への関与」について御紹介しているところがございます。

おめくりいただきますと、スライド番号23ページ「保育実践の内容の『見える化』」につきましては、関係者のニーズを踏まえた管内の保育所等における保育実践の内容の見える化に資する取組を行っているという御回答を全体の61.2%、71自治体からいただきました。グラフをごらんいただきますと、保育所に関する情報を集約してホームページでの公開をしている自治体が51%、ほかにも、資料(冊子等)の作成ですとか、第三者評価の受審の結果公表ですとか自己評価の結果公表などを行っている自治体も数字として出てきております。

また、その下のスライド番号24ページ「保護者や地域住民等の保育現場等への関与」につ

きましても、36自治体から「行っている」という御回答をいただきました。例えば、グラフのほうで一番多く出てきているところは、関係者による評価への参画といったものを実施して促進している自治体が一定数ございました。また、場の設定、協議会の設置を行っているという自治体もありました。

自由記述の中でも、例えば、いろいろな施設への訪問ですとか見学会を実施しているなどというような自治体の御報告もありました。

続きまして、スライド番号25ページ「自治体や地域の関係機関との関係」。こちらにつきましても、保育所等と自治体や地域の関係機関との連携・協働について、また、自治体の役割や充実・連携・促進につきましても項目についてそれぞれ御回答いただいているところがございます。

おめぐりいただきまして、スライド番号27ページの「保育所等と自治体や地域の関係機関との連携・協働」をごらんください。。こちらにつきましても、具体的な取り組みといたしまして地域の関係機関との連携や交流に関する取組を行っているとして68自治体が御回答いただいております。下のグラフをごらんいただきながらと思いますけれども、例えば保育所等と地域の関係機関との連携や交流ということであると、教職員との合同研修ですとか、実践事例の共有、公開保育による学び合いといったものが、例えば、地域型保育事業との間で、認可外保育施設との間で、幼稚園との間でさまざま見られている実態が出てきております。

スライド番号29ページでは、その他の取組として、例えば養成施設や保育団体等との連携についてですとか、小学校のみならず中・高との連携ですとか、さまざまな活用・連携が報告されております。

また、31、32ページでは、具体的な取組について自由記述でもさまざま御回答いただいておりますので、こちらのほうも各地の取組として御参照、御参考にさせていただければと考えております。なお、取組の自由記述については、他の項目でも設けております。

スライド番号39、40ページのところでは「行政指導監査の効果的・効率的な実施」について。こちらも「中間的な論点の整理」を受けて、関連した回答について調査結果をおまとめしているところがございます。実態調査をしたところ、例えば手引や実施計画など指導監査に関する自治体独自の方針を具体化・明確化した資料を作成している自治体は102自治体、指導監査事項に係る観点や内容の具体化・明確化を図るための取り組みを行っている自治体が90自治体、また、指導監査の効果的・効率的な運営のため前年の指導監査において適正な運営がなされている保育所について次年度の項目の簡素化ですとか、複数の施設を経営している法人について同日監査を実施するなど、さまざまな取組が行われているという例も見られているところがございます。

続くスライド番号41、42ページまで、この調査結果につきましても、「中間的な論点の整理」に応じた御議論、今後の検討に資するような内容についておまとめし、報告させて頂いたところがございます。

以上です。

#### ○汐見座長

ありがとうございました。

ただいまの実態調査に関して、何か御質問ございましたら出していただきたいのです。特にここが少し特徴的だったとかというポイントみたいなものはございますか。予想とかなり違ったとか。

#### ○鎮目保育指導専門官

例えば、今回の検討事項の中に関連したところでまとめておりますが、自治体によってかなり多様な取組がありました。また、具体例の挙げ方については、自治体によってはかなり控え目にて、本当はたくさんやっているのではないかとということが、具体的な例示等の自由記載はなく、やっている、やっているとチェックを入れている回答のみいただくところもありました。逆に、非常にたくさん資料を送っていただいて参考になるような例もございました。

例えばマニュアルを作成していらっしゃるところがかなりあって、それは自治体のそれぞれのニーズによると思うのですが、保育の様々な場面での方法についてかなり具体的な明示をされているところもあれば、研修制度の構築にかなり力を入れていらっしゃる場所もあつたり。また、保幼小連携に向けての取組についてマニュアル化をされていたり、職員の階層別のリーダー層のそれぞれのあるべき姿をステップで示しているようなところもあるという例がございました。

ほかに、新人研修の中で、これは1自治体でしたけれども、エルダー制度のような形で、継続して就労していくための支援も含めて、同じ保育所の職員間で悩み毎の相談に乗る関係づくりを力を入れるという形で、現代の課題に応じて、またそれぞれの地域の実情に応じた取組が多岐に行われているというところがございました。

こうした多様な取組については、御提供いただいた資料についてスライド番号19ページ、20ページで御紹介していますので、そちらをごらんいただいてもよろしいでしょうか。

青の「1（5）①保育実践の充実に資する関連資料の作成」ということで具体的につくってある資料を種類別に項目でまとめております。保育の質のガイドラインを策定していらっしゃる場所、また、実践の手引を作成していらっしゃる場所、また、実践だけではなくて、先ほども少し触れさせていただいた保幼小接続についての手引きをつくられているところ、また、業務運営の改善や工夫といった今回の「中間的な論点の整理」にも上がっていたテーマについて、既に地域の実情に応じて好事例集をつくったり、研究会を立ち上げて報告書を出されているところの例も見られております。人材育成についても、先ほど少し御紹介しただけではなく、人材の育成ビジョンですとか、保護者の視点、また職場の仲間からの観点も含めたものですとか、新人職員のためのノートをつくっていらっしゃる場所、スライド番号21ページでも、特徴的な取組ということで、実践の充実のところをこのように挙げさせていただいております。多岐にわたってかなり地域の実情に応じた

ものがつくられているということが見てとれた結果になっております。

#### ○汐見座長

ありがとうございました。

私たちもちょっと丁寧に見なければいけないと思うのですが、自治体ごとに取り組みの重点が随分違うということが非常によく出てきたということだと思います。多分、自治体ごとに丁寧にやれば濃淡の差がかなりあるのかもしれませんが。そのあたりをどう平準化していくかというあたりが私たちの課題なのだと思います。

何か御質問ございませんでしょうか。

では、古賀構成員、お願いします。

#### ○古賀構成員

質問というのでもないのですけれども、非常に興味深いお話をありがとうございました。今、汐見座長がおっしゃられた自治体間の共有というか、これが自治体格差にならないような情報共有とか、今後のあり方も検討していく上でどのような取り組みが考えられるのかなというのをちょっと考えました。今のところで何かあれば。

#### ○汐見座長

それはここで議論しなければいけないことなのですから、何かありますか。

#### ○鎮目保育指導専門官

まさに今、古賀構成員から言っていたように、この調査で明らかになったことを一つの材料にしながら、具体的に「中間的な論点の整理」で挙げていただいたような観点から、どういった方策が考えられるのかとか、例えば、今回の議論の中でも起こっているようなこととどう関連づけてそうしたことの具体的な方策をつくっていくかということ、その中には、今回調査結果の中で得られた情報をどのように共有していくかということ、調査結果の活用の仕方についても検討していく必要があるかなと思います。その方法については、事務局からの提案も含めて、今後、検討の俎上にのせていくことも一つ考えられるのかなと思っています。

#### ○汐見座長

その調査結果をわかりやすくしたものを各自治体に全部お返しするということは考えておられますか。

#### ○鎮目保育指導専門官

調査結果そのものということですが、今回、この検討会の資料として公開させていただいているということで、まずは御参考にしていただければと考えております。また、個々の結果や資料の取り扱いにつきましては、今後、検討の中で上がってくるさまざまな方策とか検討に応じて活用を考えていかななくてはいけないかなと考えております。

#### ○汐見座長

その辺で何か御意見ありますか。

今回の個別の質を上げるための対応で、今、3つの柱でやりました。まあ、4つと言え

ば4つかもかもしれませんが。ともかく、自治体が質向上に積極的にかかわり、現場の努力と有機的に働いていくようなシステムをどうつくっていくかです。その実態をまず調査してということでこうやっていただいて、うちの自治体はもうちょっと頑張らなければいけないという気持ちになるために。例えば公開保育のようなものを頑張ってやるといったときに、やはり自治体が協力しなければなかなかできないわけです。そういうこともあるということを含めて、自治体のインセンティブをどう高めていくかというあたり、こういうことがあればいいのではないかということがございましたら、ここで決めるわけではないのですけれども、意見を言っていたいただければと思います。

野澤構成員、お願いします。

#### ○野澤構成員

先ほどおっしゃったこととつながるかわからないのですけれども、「やっている」ということは、「やっているかいなか」ということで聞いているということなのでしょうか。

#### ○鎮目保育指導専門官

こちらのグラフになっているところで言いますと、「やっていますか」ということで、「います」という回答が数字に反映されている形になっております。

○野澤構成員 その意味で、こういった具体的な取り組みが全ての園に届いているかという効果の面はここだけでは特に見えないかなとは思いました。自治体は、その質の向上という面と同時に、確保というところで非常に重要な役割を担っている。そこに届くのは自治体しかないかなと。その意味で、自由記述を見たら、公立園だけやっている場合も「やっている」と言っているかもしれないと思ったところもありましたので、全ての園に届いているかということも非常に重要だなと思いました。

あと、ちょっと気になった点として、40ページの<指導監査後の対応>というところで、2つ目のポツで、改善を要する重要な指示事項に対して改善状況を確認するために資料の提出は99.1%の自治体が求めているのですけれども、事前通告なしの特別指導監査等を行っているというのは11.2%というのがありました。この改善というのがどの程度のものなのかもここではわからない。もしかしたら、自治体によってはそういうことはない、その指示が必要ないということなのかもしれませんけれども、非常に重要な事項だった場合には、やはりそこというのは確保。子どもの命にかかわることがあるかもしれませんので、そういったところはどうかということのはちょっと突っ込んで検討したほうがいいかなと。自治体の役割としてその確保の面をどうしていくかということは、予算の問題とかいろいろあると思うので、それができないのだったら、できない理由も含めて検討していくことが必要かなと思いました。

#### ○汐見座長

ありがとうございます。

他にございますか。

では、松井構成員、お願いします。



### ○松井構成員

今回の調査の中で、スライド15の「研修の効果をより高めるための取組や・・・」というところですが、その研修の中で、個々の保育者さんのキャリア支援もそうですし、研修を受けたというふうなところで、何を学んで、さらにそれをどうつなげていくのかというときに、記録化支援というところが、具体的な取り組みの内容もそうですが、この回答だけを見るとちょっと乏しいところがあるのかなという気がいたします。これについて、回答を得た自治体からの具体的な内容としてどのような内容があったのかだったり、あとは、それをさらに個々の保育者さんの支援につなげていくための工夫だったりというところでどういったことが考えられるのだろうかというところが質問といえますか、疑問に思ったところです。何か御回答いただけることがあればと思ったのですが、どうでしょうか。

### ○鎮目保育指導専門官

今回の調査につきましては、こうした質問紙に対しての取組の有無の御回答と、具体的な自由記述による方策について、また資料の御提供についてという形で調査をまとめたところでございます。

今、松井構成員からいただいたような、例えばここで御回答いただいているそれぞれのところでどういったところをポイントにしているかということに関して、主立ったところは、今、こちらの「『その他』の主な内容」で自由記述として挙げさせていただいているところですがけれども、今後のこうした観点からの検討に際しては、例えばこうした御回答いただいた自治体に改めて必要なこととお聞きするというのも一つのやり方かもしれません。また、もう少しポイントを明らかにしながら、その中で自治体へのアプローチとして考えられることの参考材料として今回はこうした形でまとめさせていただいています。済みません。御質問いただいたことに直接お答えする形にはなっていないかもしれませんがけれども、そうした活用の仕方として、この資料を御活用いただければありがたいと思っております。

### ○汐見座長

では、普光院構成員。

### ○普光院構成員

質問です。

まず対象は、都道府県、指定都市、中核市ということなのですがけれども、保育所に関する細やかな施策というのは基礎自治体でやっている部分が多いのではないかと思います。その基礎自治体の実態とかはどうなのでしょう。ひょっとしたら、この結果の中には基礎自治体で主にやるべき質問も入っていたのではないかと思います。そのあたりどんなふうに御判断になっているのでしょうか。

### ○鎮目保育指導専門官

今回は、まず「中間的な論点の整理」を踏まえまして、全国の状況をおよそ概略的にきちんと各論点に従って捉えることが重要と考えまして、調査の規模等も勘案いたしまして、

都道府県、指定都市、中核市を対象として定めさせていただいたという経緯でございます。

#### ○汐見座長

きちんとやるとなると、また別個の準備が必要ですね。多分、中身の吟味とか。こういう方策をいろいろ考えていくときの一つの基本資料となるためにということで中核都市等を選ばれたということだと思っております。

きょうは余り時間もありませんが、例えば自治体の担当職員に対して、今、質向上のためにこういうことを努力しているということを周知徹底する機会だとか、自治体にぜひこういうことをお願いしたいということを願う場というのはつくれるのかつくれないのか。3文書ができたときに自治体職員だけを集めた研修会をやったのです。文科省だったら、伝達講習のような機会があったり、教育委員会があるからできるのですが、厚労省の場合そういうのはなかなかないので、新しくできるかどうか、ちょっと検討していただくことも必要なのかもしれません。

今のところは、ともかく、自治体に対してこういう調査が行くということ自体も自治体に対するある種のインセンティブになっていると思うので、今回はこういう調査があったことは丁寧に読んでいただきたいと思いますが、行われたということ、それと自治体によって重点にかなりばらつきがあるということがよくわかったというあたりは踏まえていきたいと思っております。

時間が参りましたが、もう一つ。

#### ○鎮目保育指導専門官

1点だけ補足させていただきますと、調査の際に、今回、こちらの調査結果のそれぞれの枠の下に「中間的な論点の整理」における関連記載を示させていただいております。調査の際にもこちらを示して、こうしたことに基づいてこの調査を行うのだということを意識していただいて、今、国においてこういったことが質向上について、また確保について重要な観点とみているのだということを自治体の担当者に御意識いただきながら回答をいただくということ。今、座長から触れていただきましたように、調査を通じてそうしたことを一つ広めていくきっかけにしたいということもございましてそのような調査の形をとらせていただいたということがございます。

#### ○汐見座長

現場、自治体、国が一丸となって質を上げていかなければいけないという機運がこういうことを通じて少しずつ高まっていけばいいなと改めて思いました。

きょうはもう時間が参りました。きょうは親会なのですけれども、今ここまで来ているということを確認させていただきました。もう時間はないのですが、保育の質ということで、多分、保育課の中は大変だったのではないかと思います。無償化の問題がありまして、それが具体化されますと、公費で運営するという組織になっていくと、社会的責任というものもしっかりと背負わなければいけないというのがありますし、質の問題が関連して出てまいります。

それから、この間マスコミをにぎわした、散歩中に事故に遭うということをどう防ぐのかというあたりは大変悩ましい問題です。あそこの法人にちょっと聞いてみましたら、中は2つに分かれていて、怖くて連れ出せないというグループと、勇気を出して頑張ってもっと安全なものを考えていこうというふうになるのです。都会の保育園で園庭とかが余りないようなところで出せなくなったときに、それにかわってということを考えていく。それもやはり質なのです。いろいろ検討しなければいけないことがあるなということを改めて感じています。

この会は開いた形ですと続けていくと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今後のスケジュールについてお願ひいたします。

#### **○高辻保育指導専門官**

ありがとうございました。

本日、構成員の皆様にはいただきました御意見を整理しました上で、次回検討会につきましては、座長と御相談し、日程を調整させていただいて開催の御案内を差し上げたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### **○汐見座長**

それでは、ぴったりと終わりました。御協力どうもありがとうございました。外は暑いですから気をつけてください。

今日はどうもありがとうございました。